

○長久手市特別職報酬等審議会条例

昭和43年12月16日

条例第2号

注 平成25年6月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、長久手市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（平27条例5・一部改正）

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、長久手市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

（平25条例24・平28条例1・一部改正）

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年11月1日から適用する。

付 則（平成18年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第37号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年条例第2号）抄

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第24号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なお効力を有する。

付 則（平成28年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。